

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

} 様

岐阜県健康福祉部長

「5類移行後も慎重な感染対策を」について

本県では、令和2年1月以降、8回にわたる感染拡大の波に対して、県民の生命と健康を守るため「オール岐阜」体制で感染対策に取り組んでまいりました。改めて、これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

5月8日から、新型コロナは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられます。これにより特措法に基づく様々な要請は終了します。

しかしながら、

- 感染力が非常に強く、条件が揃えば一気に感染が広がること、
 - 高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いこと、
 - 無症状の方でも後日、後遺症に苦しむことがあること、
- といった新型コロナの実態は、依然として何ら変わるものではありません。

こうした状況を踏まえ、本日、別添のとおり県民、事業者の皆様に向けた知事メッセージ「5類移行後も慎重な感染対策を」を発出いたしました。

各事業所等におかれましては、引き続き、基本的な感染対策（手洗いなどの手指衛生、換気、マスク着用、流行期における「三つの密」の回避、人と人との距離の確保）など、慎重な感染対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

【当メッセージにおける「5類移行後（5月8日以降）における対策」（関係部分抜粋）】

- 大規模クラスター発生時など、必要に応じて、高齢・障がい者施設で検査を実施
- 高齢・障がい者施設、特別支援学校の従事者への予防的検査を実施
- 高リスク施設（医療機関、高齢・障がい者施設）については、大規模な感染発生時など必要に応じて調査を実施

[添付資料]

- ・「5類移行後も慎重な感染対策を」

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	垣本	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 3468		
FAX	058-278-2639		